

一般社団法人ジャパンラグビーリーグワン

事業執行会議規程

第1条〔目的〕

この規程は、一般社団法人ジャパンラグビーリーグワン(以下「JRLO」という)規約第5条第3項に基づき、事業執行会議の組織、権限および運営等に関し必要な事項について定める。

第2条〔構成〕

事業執行会議は、理事会が選定する専務理事、業務執行理事、その他理事会が選定する人員(以下「構成員」という)をもって構成する。

第3条〔開催〕

事業執行会議は、原則として毎月1回開催し、その他必要があるごとに随時開催するものとする。

第4条〔招集権者〕

- (1) 事業執行会議は、専務理事が招集する。
- (2) 前項にかかわらず、専務理事は、専務理事以外の構成員から目的事項を示して請求があったときは、事業執行会議を招集しなければならない。
- (3) 事業執行会議は電話、インターネット等の通信回線を使用した会議として開催することができる。ただし、その場合には各出席者の音声や映像等が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見表明が互いにできる仕組みになっており、出席者が一堂に会するのと同等の相互に十分な議論を行うことができる環境であることを要する。

第5条〔議長〕

事業執行会議の議長は、専務理事が務める。専務理事が何らかの事由によりその任に当たれない場合は、専務理事が予め定めた者がそれに当たる。

第6条〔権限〕

事業執行会議は、理事会から委嘱された事項の意思決定を行う。

第7条〔定足数および決議要件〕

- (1) 事業執行会議の決議は、構成員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- (2) 前項の決議について特別の利害関係を有する構成員は、議決に加わることができない。

第8条〔関係者の出席〕

事業執行会議の議長は、必要に応じて議案に関係ある者を出席させ、その意見または報告を聴取することができる。

第9条〔議事録〕

事業執行会議の事務担当者は、事業執行会議の議事経過の要領および結果を記載した議事録を作成し、JRLO はこれを保管する。

第10条〔事務の統括〕

事業執行会議に関する事務は、専務理事が指定した JRLO の役職員が担う。

第11条〔改正〕

本規程の改正は、理事会の決議に基づきこれを行うものとする。

第12条〔施行〕

この規程は、2021年12月10日から施行する。